

○豊川稲荷表参道地区計画の方針と地区整備計画

位 置		豊川市門前町、西本町、旭町、豊川栄町及び豊川西町の各一部				
面 積		約 1. 0 ha				
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本区域は、豊川市の中心市街地に位置し、市道稲荷通線（表参道）が東西に貫いており、また、豊川稲荷の門前町として栄えてきた観光商業地であることから、魅力ある商業環境や街並みを整え、来訪者や生活者のために歩行環境を整備することなどが課題となっている。</p> <p>そこで、「商業地としての活気と表参道としての風格が感じられる和風の街並み形成」を目標とした土地利用や建築物の立地を誘導しながら、より良い商業観光地の形成を図るものとする。</p>				
	土地利用の方針	門前町らしい活気ある商業空間を形成する土地利用を図る。				
	建築物等の整備の方針	門前町らしい和風の街並みを創出するため、建築物等の用途の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、商業空間の形成とその維持・保全を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			稲荷通線	5 ～ 1 1 m	約 2 1 1 m	計画図表示のとおり
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築することができない。</p> <p>1) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの</p> <p>2) 倉庫業を営む倉庫</p>				
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は 1 2 m とする。				